

IV 全体構想

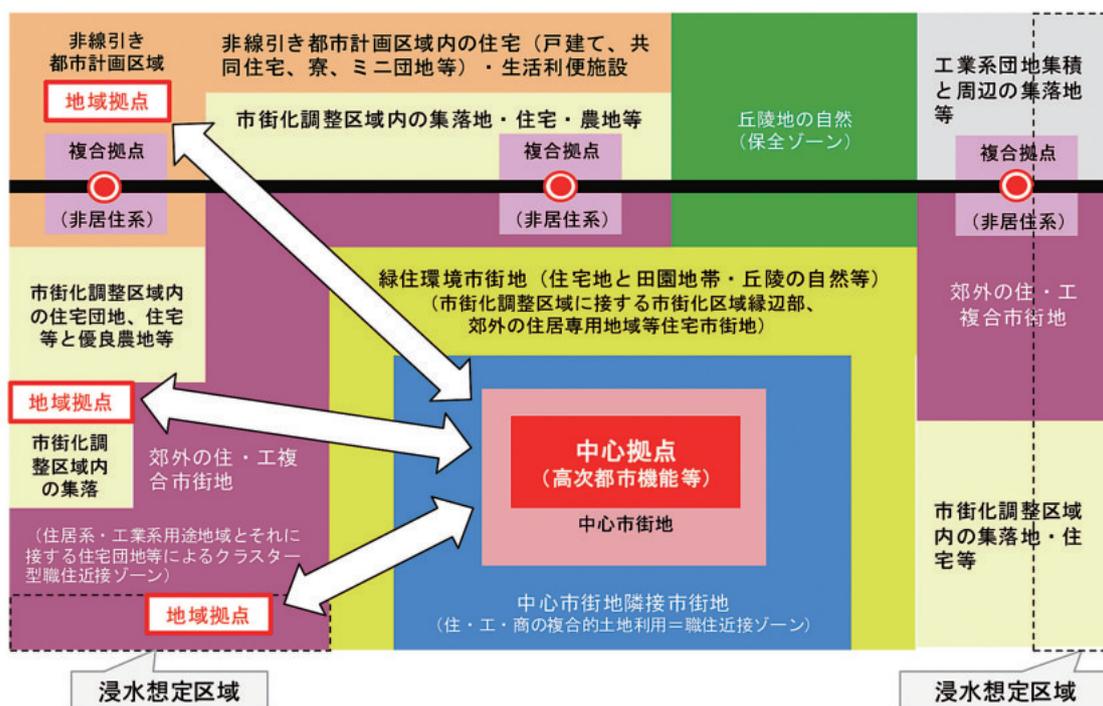
1 将来の都市構造

本市の新たな都市形成の拠点として、市全域・広域的な交流連携拠点となる太田駅周辺一帯を核とする「中心拠点」のほか、主要な地域生活圏の中心及び他都市との地域交流・連携の結節点となる「地域拠点」、さらに、市内各地の生活サービス機能やコミュニティの交流機能を維持・確保するための「生活拠点」を設定します。

また、これらの住生活の核的な拠点のほか、北関東自動車道太田藪塚インターチェンジ周辺等における複合拠点、救急医療の拠点として救急医療拠点、住民・就業者等の命を守るための防災拠点を設定します。

さらに、各拠点を有機的に結び他都市に繋がる都市軸及び、都市軸を骨格としたエリア(市街地・環境空間)を設定します。

図：将来都市構造の骨格イメージ（概念図）



図中の中心拠点や地域拠点のほかに、土地利用性向や地域の現状などを見つつ、駅・バス停の交通利便性、各生活利便施設の徒歩圏域と地区毎の将来の人口の密度・構成等を考慮し、各市街地エリア内に生活拠点を設定します。

新たなまちづくり方針や将来都市構造などに照らし、必要とされる都市機能(生活利便施設等)の立地誘導と居住の誘導を図る区域を設定します。

高密度ゾーン

中心部として高水準の人口の維持・回復を図る市街化区域(概ね40人以上/ha)

○太田駅周辺の中心拠点を中心とする中心市街地一帯(高次都市機能等の集積ゾーン)

中密度ゾーン

中心市街地地区と共に中心拠点等の都市機能の維持と目標人口確保のために一定以上の人口の維持・回復を図る市街化区域(概ね30人～40人未満/ha)

○中心市街地周辺複合市街地一帯(住居系・産業系用途の複合的土地利用による職住近接ゾーン)

○郊外複合市街地(複数の住・工の用途と周辺の住宅団地等による職住近接ゾーン)

低密度ゾーン

高・中密度の市街地とは異なる、住環境の保全や防災上の配慮またはコミュニティの維持を目的とした市街化区域、非線引き区域、市街化調整区域(概ね30人未満/ha)

○緑住環境市街地(市街化調整区域に接する中心部市街化区域縁辺部と郊外の住居専用地域等)

○都市災害リスクの比較的高いエリア内の市街化区域等(浸水想定区域、土砂災害警戒区域等)

○非線引き都市計画区域(藪塚地域拠点を含むコミュニティエリア)

○市街化調整区域(大規模既存集落を含む集落コミュニティ、優良農地の田園地帯、一部住宅地)

(1) 拠点

中心拠点

太田駅を中心とする「中心市街地」における高次都市機能と様々な都市的サービス機能・各種生活サポート機能の集積地を、求心的かつシンボリックな役割・性格をもつ中心拠点として位置づけます。



(太田駅南口周辺再開発)



(美術館・図書館)



(太田駅北口)

地域拠点

尾島地域・新田地域・藪塚本町地域の中心部や交通施設とその周辺の生活サービス機能の集積地を地域拠点として位置づけます。



(新田庁舎)



(尾島行政センター)



(藪塚本町庁舎・行政センター)

生活拠点

中心拠点・地域拠点と連携・補完する生活利便施設の集積場所を生活拠点として位置づけます。

インターチェンジ周辺複合拠点

県の都市計画区域マスタープランに位置づけられている北関東自動車道太田藪塚インターチェンジ周辺における複合拠点(非住生活系)の整備や、同道に新設のスマートインターチェンジの供用インパクトを活かした周辺の整備構想等、インターチェンジ周辺の活用について検討します。

救急医療拠点

本市域のほぼ中央に立地している太田記念病院を救急医療の拠点として位置づけ、市民の救急の事態に備えます。

また、太田記念病院は、地域災害拠点病院としての位置づけもあることから、災害時には負傷者・患者を受け入れる極めて重要な医療施設として、周辺の病院等とのネットワーク拠点となります。



(太田記念病院)

防災拠点

最近の経験則にない様々な災害に対応するため、地域防災計画等に位置づけられた広域避難所、各地区の基幹避難所、救急救命施設等の防災拠点のネットワークを強化することが重要です。



(尾島庁舎)



(太田市運動公園)

拠点の役割・機能

a. 中心拠点：広域交通、商業・業務、行政中枢、高次都市機能等で構成

中心拠点は、太田駅を中心とする本市の顔にあたる都市形成の拠点であり、新たな都市的魅力の創出と経済振興に有効な高次都市機能の立地や、市民生活の利便性を高める様々な機能が集積した求心性のある拠点形成を図ります。

b. 地域拠点：地域間交通、行政支所機能、商業系の機能等で構成

地域拠点は、中心拠点とともに本市の持続可能な発展と各地域の健全な都市形成を担う主要な拠点であり、一定以上の人口規模・密度とともに行政の一部機能や地域の商圈を有する施設等が集積し、中心市街地と郊外の市街地・集落を有機的につなぐ地域の結節的役割ももつ拠点形成を図ります。

地域拠点は、旧3町の中心部の地域性や都市機能集積を継承及び活用し、次の3箇所を定めます。

【地域拠点】

- ・「尾島地域拠点」尾島地区中心部等の一帯
- ・「新田地域拠点」新田商業団地とその周辺の公共公益施設等を含む一帯
- ・「藪塚地域拠点」藪塚地区中心部一帯

c. 生活拠点：地域内交通、近隣商業等の生活系・交流系機能等で構成

生活拠点は、中心拠点・地域拠点とともに都市構造を形成し、日常生活の利便性を担保するサービス機能を備えた市民にとって最も身近な拠点であり、地域のコミュニティを結ぶ交流スポットとしての役割ももつ拠点形成を図ります。

市内で最も都市機能が集積するとともに、将来人口に照らして高い人口密度を設定し、かつ秩序ある都市空間を形成すべき中心市街地において、中心拠点の周辺に複数の生活拠点を形成することが重要です。

また、市域全体にわたり地域住民にとって必要な生活利便性を担保するため、地域拠点でカバーできない範囲に生活拠点を設定します。なお、集落地域住民の生活サービス機能については、本市の都市構造の特徴から各集落周辺の市街化区域内に定めた生活拠点を活用するとともに、大規模既存集落地区内の生活利便機能、その他既存の諸施設により生活サービスを担保します。

そうしたことを踏まえ、都市構造上の課題、まちづくり方針に照らしながら、各地区の人口の規模・構成、太田駅や最寄駅へのアクセス性やバスの利便性、コミュニティ同士や他の拠点との交流連携、既存の大型集客施設と周辺の機能集積及び、災害リスク等を総合的に検討し、生活拠点を定めます。

(2) 都市軸

① 広域交流連携軸

北関東自動車道や一般国道・主要地方道などの広域的な道路をはじめとする幹線交通網を活かし、都市間・地域間の様々な目的による住民の移動・交流、社会的連携、多様な産業活動における主要動線であるなど、多くの都市・地域とつながる広域ネットワーク上の発展的都市軸を広域交流連携軸として位置づけます。

広域交流連携軸は、太田駅を中心にして市域を格子状に結ぶように形成され、地域交通の主要な流れと密接に関わる都市の発展軸を示します。



(国道 354 号)

② 地域生活交流軸

主に鉄道・バス路線等の公共交通網と地域内の主要道路網を活かし、日常の生活動線、市域内の交流、人口・都市機能の集積による市街地形成軸を地域生活交流軸として位置づけます。

地域生活交流軸は、広域交流連携軸の機能を補完するとともに、地域全体の人々の動線を充実させる都市軸として各地域・生活拠点を直接結ぶように構成され、地域住民の日常の行動と密接に関わることから、今後も市民の生活利便性を高めるような都市軸の形成を目指します。



(国道 407 号)

③ 産業機能連携軸

製造・物流の事業連携・異業種交流、企業間の技術・人的交流などを展開する産業系都市軸の形成を図ります。

より一層充実した産業ネットワークの構築を目指し、本市の都市構造の特徴を示している中心部と郊外における工業系用途地域内の既存の工業団地・物流団地の集積を活かした都市形成を図ります。

また、北関東自動車道を活かし、本市域だけでなく、より多くの都市の関連産業と繋がる広域的かつ多様な展開を可能とするための産業機能連携軸の形成を図ります。

(3) エリア

① 住生活エリア

中心市街地とその周辺における住居系用途の地域、郊外の市街地(市街化区域)、市街化調整区域の大規模既存集落地区をはじめとした各集落地区・住宅地、非線引き都市計画区域(藪塚地区)内の住宅地・集落地及び、各地域の商業系機能・社会施設の集積地を住生活エリアとして設定します。

② 産業エリア

各種の製造・物流の産業団地や主要な産業施設の立地場所及びその関連施設の集積地(工業専用地域、工業地域、準工業地域における非住生活系施設の主な立地地域)を産業エリアとして設定します。

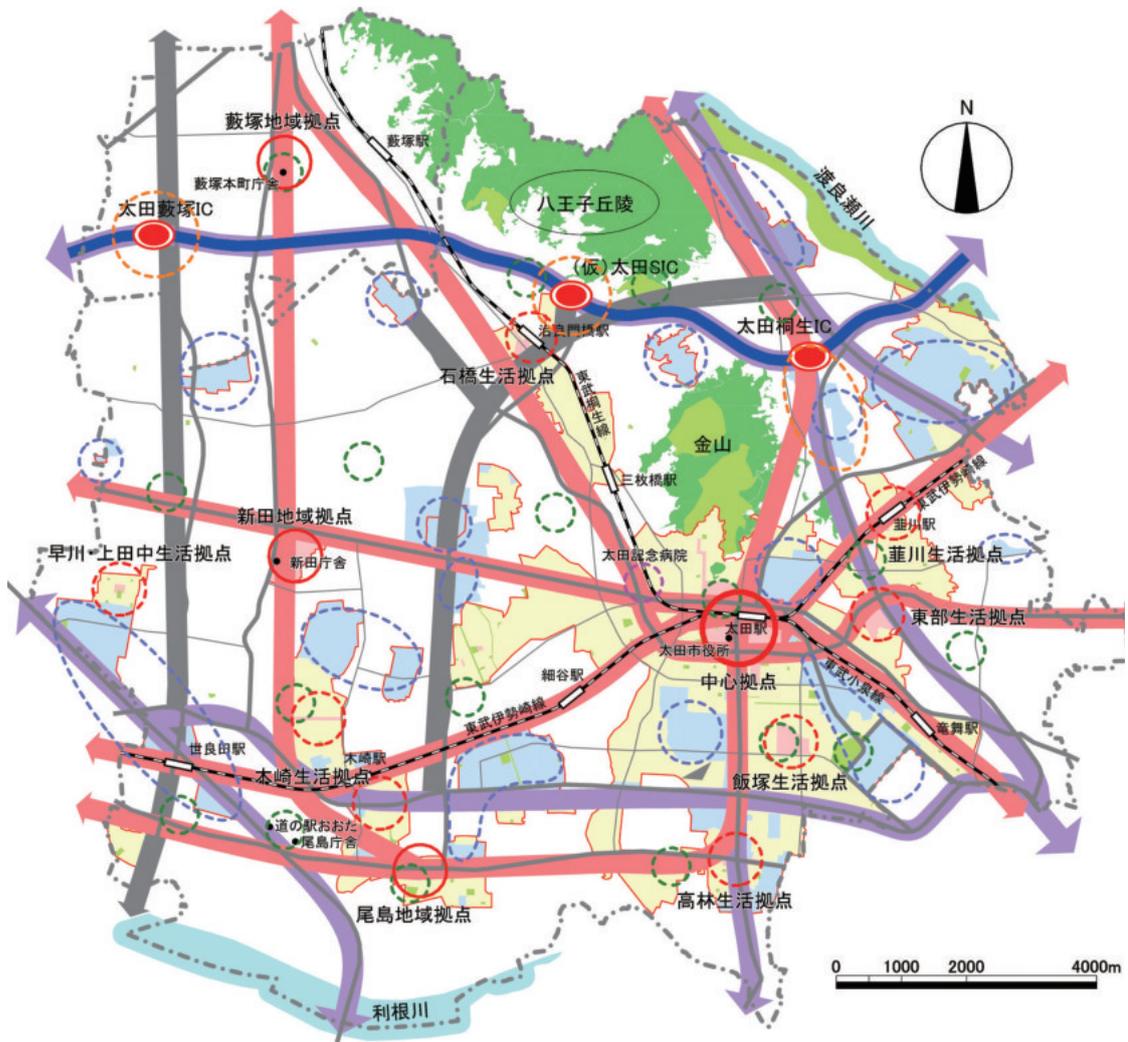
③ 自然環境エリア

金山・八王子丘陵の丘陵緑地、利根川・渡良瀬川とその河岸緑地などの生態系の保護とともに、住民にうるおいを与える貴重な空間として保全・活用する地域を自然環境エリアとして設定します。

④ 田園環境エリア

住民の生活にうるおいを与えている郊外に広がる農用地一帯の田園空間と、中心市街地の周囲や郊外の市街地の間に残る田園空間を田園環境エリアとして設定します。

図：将来都市構造図



凡 例			
将来都市構造			
都市軸	地域生活交流軸	産業機能連携軸	広域交流連携軸
都市拠点	中心拠点	地域拠点	生活拠点
	救急医療拠点	防災拠点	産業エリア
			インターチェンジ周辺複合拠点
土地利用	住居系	商業系	工業系
	山林(丘陵地)	公園	河川
都市計法定区域	市街化区域		都市計画区域

2 都市づくりの方針

(1)テーマ別の政策の方向

第2次太田市総合計画における計画策定の視点として示されている「人にやさしい計画」・「環境にやさしい計画」・「安全・安心の確保」・「市民参画と協働」・「わかりやすい計画」に留意しつつ、都市づくりの理念に沿った土地利用・都市整備の基本方針を以下のとおり掲げます。

① 中心市街地の機能集積と郊外の「まちのまとまり」を維持した暮らしやすいまちづくり

【基本方針】

太田駅周辺の中心市街地においては、まちの顔づくりとして、都市再生整備計画事業による文化交流機能などの施設整備、土地区画整理事業、市街地総合再生計画に位置づけられた再開発事業が既に進められており、今後は、中心市街地以外の各地域の土地区画整理事業の推進や関係施策の新たな事業の実施など、様々な取り組みにより本市の目指すべき“まち”の姿の実現を目指します。

また、人口減少・少子化や高齢世帯の増加などに対応し、誰もが共に暮らしやすくふれあいのあるコミュニティづくり、賑やかな中心市街地の形成が重要となっていることから、市民ニーズなどを踏まえ、関連計画との整合・連携を図りながら、総合的かつ計画的な環境整備を推進します。

【主な整備方針】

a.中心市街地における高次都市機能・生活サービス機能の立地と居住誘導

立地適正化計画等に基づく様々な高次都市機能・生活利便施設の効果的な立地と居住の適正な誘導を図ります。

b.北関東自動車道のポテンシャルの最大限の活用

既存の2つのインターチェンジに加え、新設のスマートインターチェンジの建設効果を新たな都市づくりに活かすため、自然や生活環境と調和したインターチェンジ周辺の都市的整備について検討します。

c.生活環境衛生の維持・確保のための適切な供給処理施設の整備

衛生的な生活環境を維持・確保するため、住生活エリアを中心に公共下水道等の整備を適切に行います。

d.人々が集まりやすい都市機能の誘導

中心市街地におけるにぎわいを創出するため、商業系機能の立地誘導や、空き店舗等を活用した起業・創業を促進します。また、公共交通の利用促進や駐車場対策とともに歩きやすい環境整備を図ります。

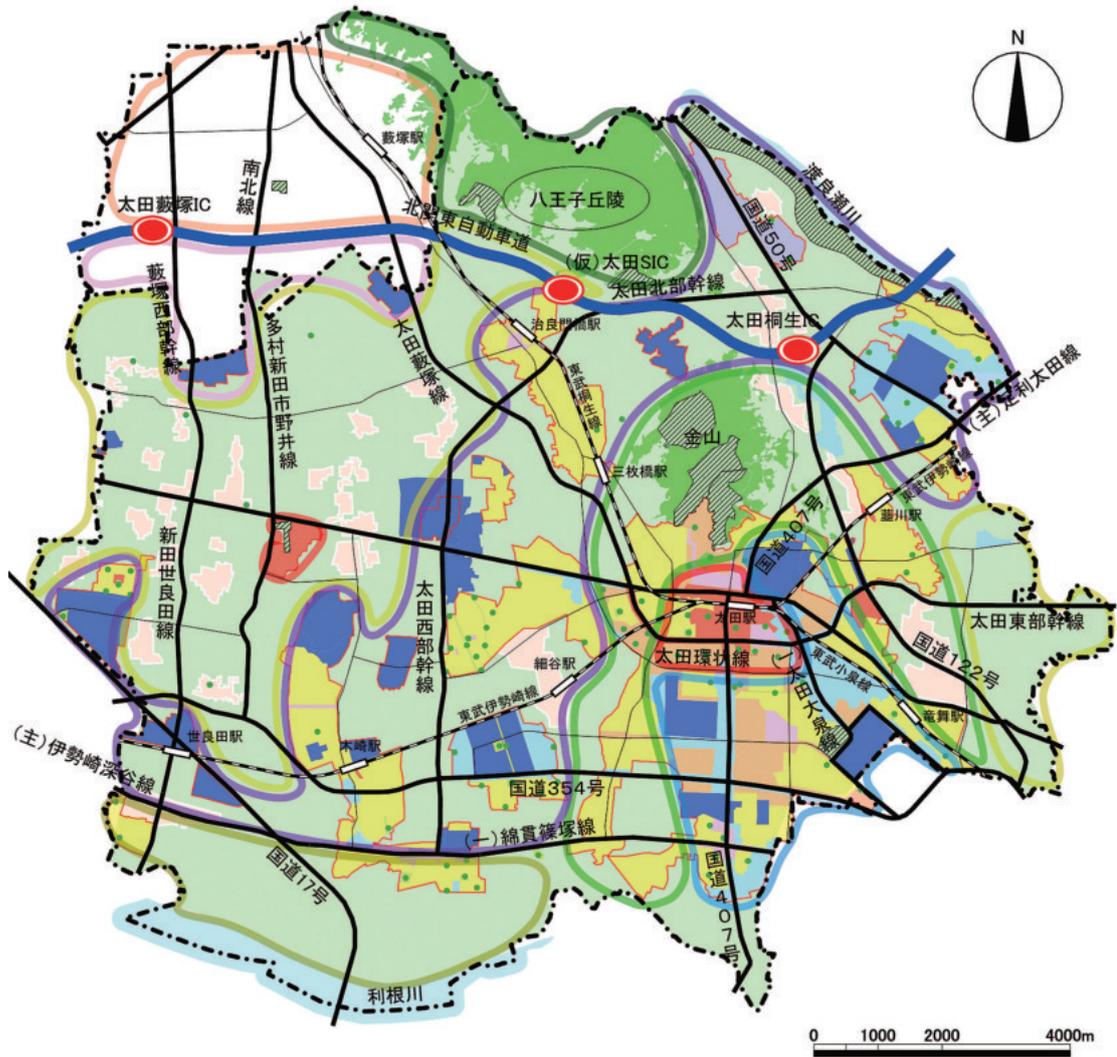
e.良好な集落地域の維持・形成のための整備手法の導入

集落地域の環境保全・生活条件の向上のため、地区計画・建築協定や集落地域整備法等の制度の適用や農住組合関連の施策などの導入を検討し、市街化調整区域の営農条件と田園環境の保全を図りながらコミュニティの健全な生活環境を維持・形成します。

f.都市規模を維持するための人口定着と都市機能集積の促進

中心部の都市開発等とともに、土地区画整理事業による市街地形成と土地利用を促進し、都市規模を維持するための人口の定着と各地域に必要な都市機能の集積を図ります。

図：土地利用構想図（将来土地利用の具体的イメージ）



凡 例

基 本

- 高速道路
- インターチェンジ
- 鉄道
- 市街化区域
- 主要幹線道路（計画・構想を含む）
- 幹線道路（計画・構想を含む）

土地 利 用

- 中・低密度住宅地区
- 高密度住宅地区
- 近隣商業地区
- 商業業務地区
- 軽工業・業務地区
- 産業業務開発地区
- 工業地区
- 農村集落地・住宅地
- 河川
- 山林
- 農地(農用地)
- 公園緑地

将来土地利用イメージ

- 中心市街地ゾーン
- 田園集落地域ゾーン
- 中心市街地周辺複合市街地ゾーン
- 新複合拠点ゾーン
- 緑住環境市街地ゾーン
- 数塚地区コミュニティゾーン
- 郊外複合市街地ゾーン
- 保全ゾーン

表：土地利用区分（地区分類）表

土地利用区分	土地利用概要
商業・業務地区	既存の官公庁等の中枢の集積に加え高次都市機能等を誘導し、市の顔となる中心拠点としてふさわしいにぎわいを創出する商業施設集積と業務の利便性の向上を図る地区
近隣商業地区	近隣住民が日用品の買物をする小規模店舗等の立地を誘導し、日常生活の利便性の向上を図る地区
工業地区	工場・倉庫などを中心に誘導し、工業の利便性の高い操業環境の保全・育成を図る地区
軽工業・業務地区	住環境と調和のとれた工場が適度に立地した職住近接の利便性の高い地区
産業・業務開発地区	製造、物流、研究開発、商業施設など、交通利便性を活かした産業業務施設集積地区
高密度住宅地区	中高層の集合住宅をはじめ、多様なライフスタイルに応じた多彩な形態の住宅と、各世代の住民に必要とされる各種の生活利便施設などが立地し、居住環境の向上と一部の商業系機能との複合的利用を図る住宅地区（都市型居住・まちなか居住）
中・低密度住宅地区	中・低層住宅を誘導し、ゆとりある良好な居住環境の保全・創出を図る地区（中心市街地の周辺と郊外の住宅地）
農村集落地	良好な営農環境と田園環境に調和した集落地の保全を図る地区
農地	新たな開発を抑制し、優良農地の保全を図る地区
河川・山林・緑地	自然環境・資源の保全、自然的な緑地空間の維持を図る地区

表：都市計画区域の区分・面積表（平成 30 年 3 月 31 日現在）

区分	現況 (ha)
太田市全域	17,554
うち太田都市計画区域	15,457
うち市街化区域	4,379
うち市街化調整区域	11,078
うち藪塚都市計画区域	2,097

②「ものづくり」と「くらしづくり」の創造と調和

【基本方針】

本市の望ましい都市規模を維持するためには、目標人口を確保することが不可欠であることから、多世代にわたる住みやすい生活環境づくりとともに、より働きやすい就労環境づくりを進め、新たな就業者の確保・定着を図ります。

また、本市の最大の特徴である「ものづくり」の産業集積の利点を活かし、さらなる工業用地の確保と、新たな産業構造を構築します。

【主な整備方針】

a. 「ものづくりのまち」を代表する産業機能集積の推進

これまでの産業集積と北関東自動車道等を活かし、研究開発系施設などを含め様々な産業機能の立地促進と良好な就労環境の創出に努めます。北関東自動車道へのアクセス性が高い好立地条件を活かし、産業団地の新規開発や既存工業団地の拡張を行い、さらなる産業集積を図ります。

また、社会経済情勢の変化に市の経営が左右されないためにも、新たな産業の育成を図り、効率的かつ安定的な経営を目指します。

b. 職住近接の土地利用・市街地形態を活かした働きやすいまちづくり

中心部と郊外における住居系・産業系(商業・工業)用途の複合的な土地利用・市街地形態を「職住近接の働きやすいまち」として積極的に活かします。また、良好な居住環境を保全するとともに、工場や住宅の跡地利用についても、適切かつ効果的な土地利用を図ります。

c. 快適な住生活動線と円滑な物流・事業連携のための産業動線の形成

住生活系と産業系の動線の混在を極力回避し、交通渋滞や環境の過負荷等が生じにくい道路網を構築するとともに、既存の工業団地間、及び広域交流連携軸へのアクセス性を向上させる道路網整備を行うことにより、企業間の物流・技術連携等における利便性の向上を図ります。

d. 都市規模の維持と産業の持続的発展のための支援の実施

人口減少を見据えた都市規模の維持と産業の持続的発展のため、若者・女性の創業・起業や新技術開発・販路開拓への支援により、人材育成とともに市内企業の技術力向上、新たな地場産業の創造を促進し、就業者の市内定住に寄与する雇用創出を図ります。

③「まちのまとまり」を活性させる交通体系の再構築

【基本方針】

本市の公共交通条件については、太田駅を中心として東武鉄道がタスキ状に放射しており、バス路線(シティライナー)も主要な地域を循環しています。そのほか、一定の利用条件が決められていますが、デマンドバス(おうかがい市バス)による日常の移動サービスが市全域をカバーしており、今後は、その交通基盤を活かし、高齢化や都市のコンパクト化に対応した地域公共交通網の形成を図ります。

また、道路網は、東毛広域幹線道路等が整備されたほか北関東自動車道などによって地域・都市間のネットワークが充実してきましたが、生活動線と産業動線が混在し渋滞が生じている路線もあることから、円滑に走行できる道路網の形成に努めます。

【主な整備方針】

a.公共交通の利便性の向上

将来の人口規模を維持するため、また市民・就業者・来訪者の移動の容易性を高めるため、誰もが利用しやすい地域公共交通網の形成を図ります。

b.交通施策における福祉的視点の強化

高齢者などの交通弱者にも利用しやすい交通環境の実現とともに、公共交通の利用率を高めるため、駅やバス停へのアクセス道路の改善整備や駐輪場等の設置等を進め、バリアフリーに配慮した交通施設とその周辺環境の形成を図ります。

c.地域公共交通網形成計画とまちづくりが連携した交通ネットワークの再構築

地域公共交通網形成計画と連携した公共交通ネットワークの再構築を図ります。また、道路計画、産業振興計画等を連携させた、将来の都市構造と符合した総合的な交通ネットワークの構築を図ります。

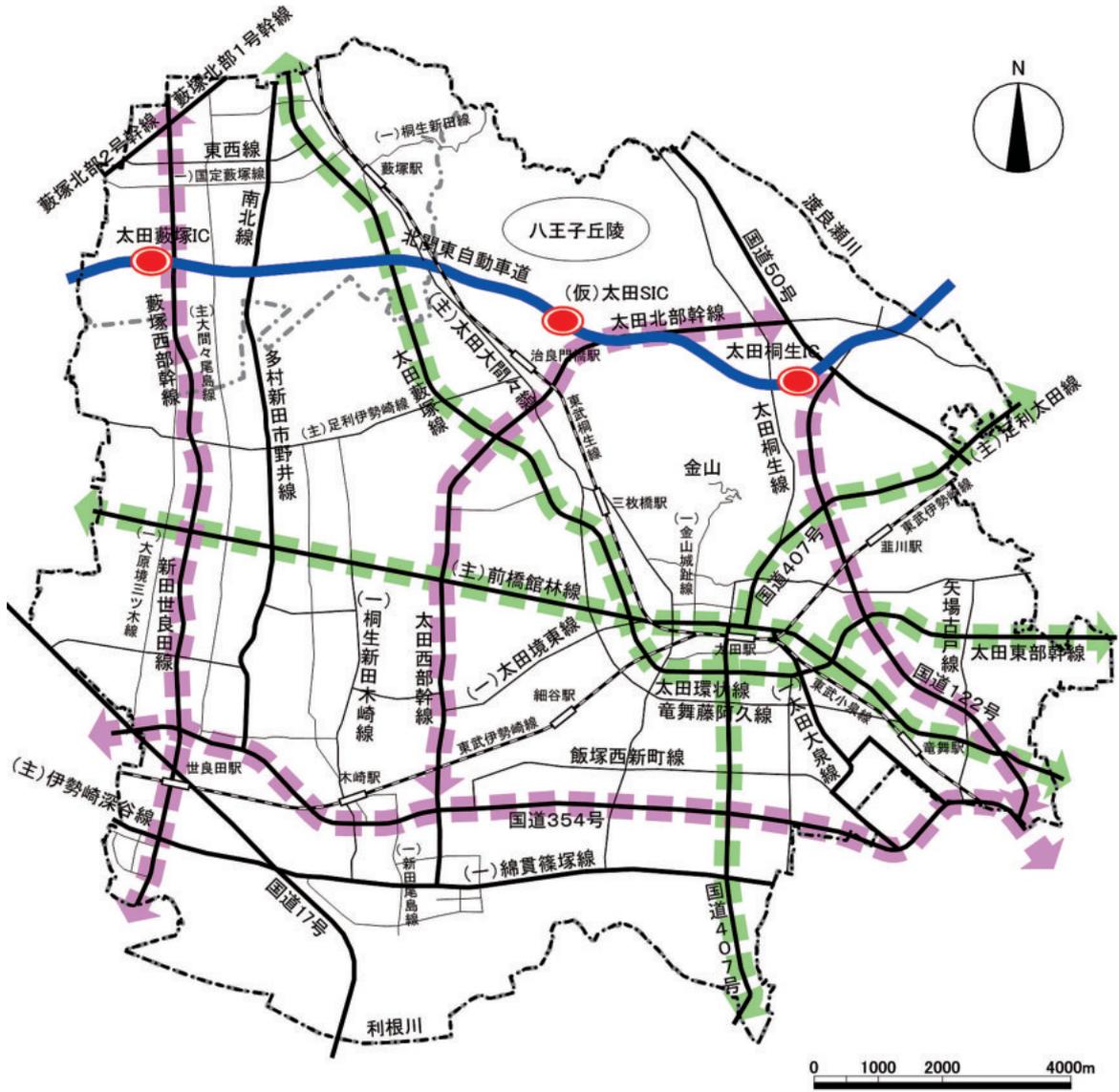
d.観光振興や交流人口の拡大にも寄与する交通基盤の形成

歴史や自然などの観光資源と北関東自動車道や鉄道路線の広域的な交通条件をリンクさせ、観光交流基盤としても機能を発揮する交通体系の形成を図ります。

e.安全かつ快適な道路網と移動しやすい道路づくり

道路網の骨格を担う都市計画道路の整備と生活道路の利用形態を考慮し、安全性・快適性の向上とともに、便利で人に優しいユニバーサルデザインの道路整備に努めます。

図：将来道路網図



凡 例			
交通 網			
	高速道路		インターチェンジ
	主要幹線道路 (計画・構想を含む)		鉄道
	幹線道路 (計画・構想を含む)		補助幹線道路 (計画・構想を含む)
軸			
	環状道路		放射道路

④自然環境、歴史・文化遺産を活かした品格のあるまちづくり

【基本方針】

本市の個性を象徴する貴重な歴史的資産や良好な都市環境の実現に寄与する水や緑などの自然的資源がまとまって存在する空間を保全するとともに環境負荷の軽減を図り、市民の生活にうるおいを与える環境エリアを形成します。

また、高齢化に伴う耕作放棄地の増加や老朽家屋の倒壊等の問題が生じないように、適切な施策を総合的かつ計画的に推進することにより既存ストックの有効利用・再生を促し、かつ、緑豊かな都市環境・景観を創出し、品格のある美しいまちづくりを推進します。

【主な整備方針】

a. 史跡・建築物等の整備

歴史的資産である史跡・建築物等を良好な状態で保存し永久的に継承するため、整備事業を実施します。

b. 自然環境の保全整備

金山や八王子丘陵の丘陵地の森林が育む多様な自然生態系、渡良瀬川・利根川などの水辺と河畔緑地、沼地、湧水池等の親水空間を都市にうるおいを与える貴重な環境要素として良好な状態で継承するため、その保全活動を続けていきます。

c. 地球温暖化の防止など環境負荷の低減化の推進

自然要素と都市公園・屋上緑化を含む緑地・ビオトープで構成するグリーンネットワークの拡充など環境保全と緑化の地域連携や、温室効果ガスの排出抑制・廃棄物処理等の広域的な事業連携も図りながら、環境負荷の低減に努めます。

d. 既存ストックの活用による効率的・効果的なまちづくり

既存ストック、公的不動産(PRE)の再編による公共施設の活用や民間への適正な賃貸等の供与を図り、行政運営の効率化に努めます。

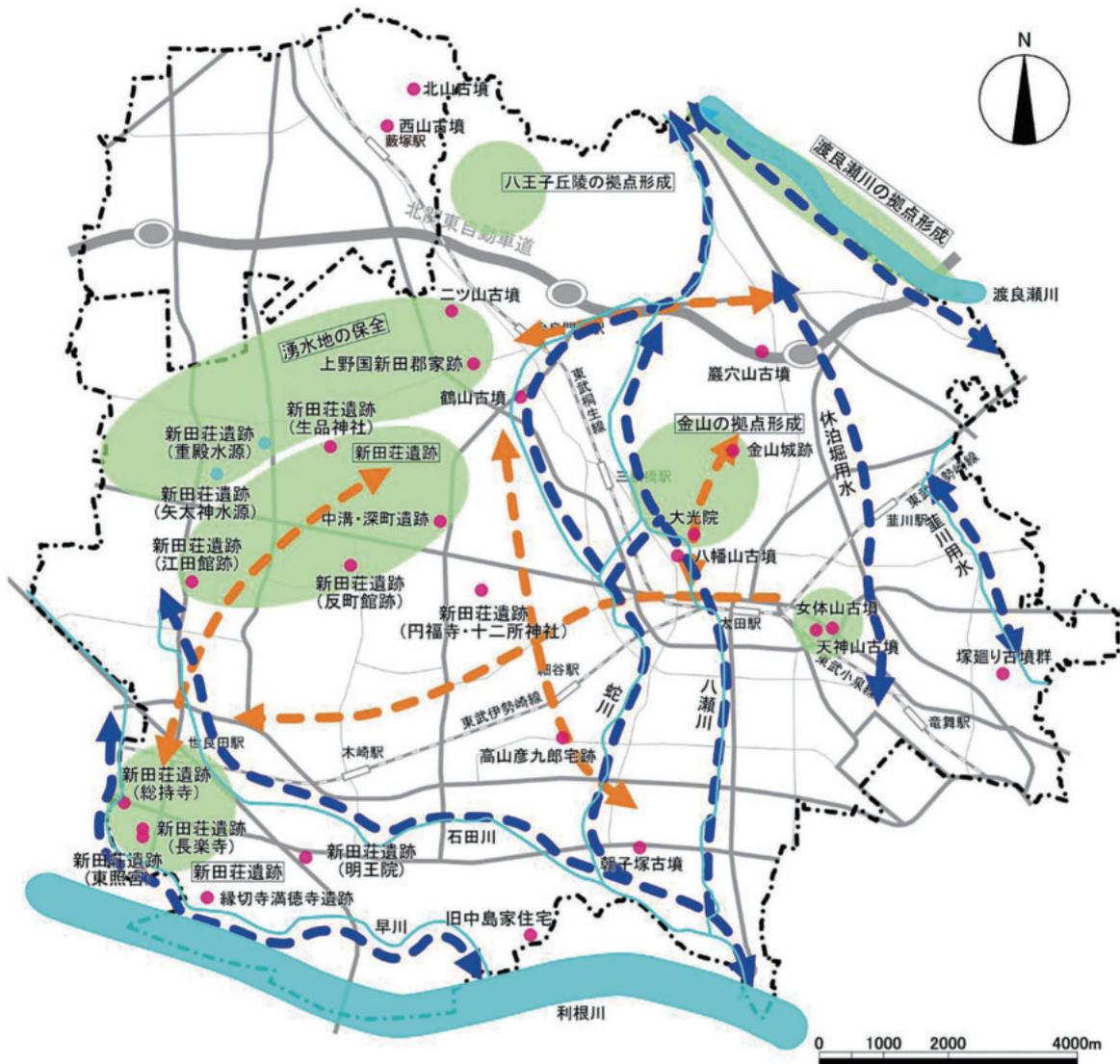
e. 秩序と魅力ある都市景観づくり

景観に大きな影響を与える大規模な建築物や屋外広告物などは、景観に配慮した規制・誘導を図ります。

f. 地域ごとの景観の特性を活かした環境の保全

郊外に広がる集落コミュニティと優良農地が創り出している景色は、人の暮らしと営みが調和した景観として保全を図り、生活のうるおいと安らぎを感じられる景観づくりに努めます。

図：自然資源・歴史的資産保全方針図



凡 例			
基 本			
	高速道路		インターチェンジ
	鉄道		主要幹線道路 (計画・構想を含む)
	幹線道路 (計画・構想を含む)		
歴 史・自 然 の 保 全 方 針			
	拠点		古墳・主な文化財
	河川・水路・水源		
	歴史のネットワーク		水と緑のネットワーク

⑤災害から市民の生命、財産を守る、安全安心なまちづくり

【基本方針】

人口減少社会の到来や高齢者の増加傾向に対応し、“地域力”の維持を図りながら、防災、救急、防犯、交通安全などの様々な視点から関係機関と密に連携し、誰もがより安心して暮らせる安全なまちづくりを推進します。

【主な整備方針】

a.防犯のまちづくり

空き家や荒廃地等が残存する環境や街中の死角や暗がりなどが犯罪の温床の要因のひとつになることから、土地利用計画や市街地整備等における防犯対策の実施に努めます。

b.交通安全に配慮したまちづくり

歩車道分離や十分な視界の確保など、道路整備や市街地整備等のまちづくりにおいて、子供から高齢者まで安心して歩ける環境整備に取り組みます。

c.災害に強いまちづくり

大地震や集中豪雨による倒壊・浸水・土砂災害等が全国各地で多発していることから様々な災害リスクを考慮し、被害想定が必要情報の発信と自助・共助の啓発とともに、木造家屋の延焼・倒壊の防止、インフラ施設の維持・改善など、発災に備えた事前対策を進めます。

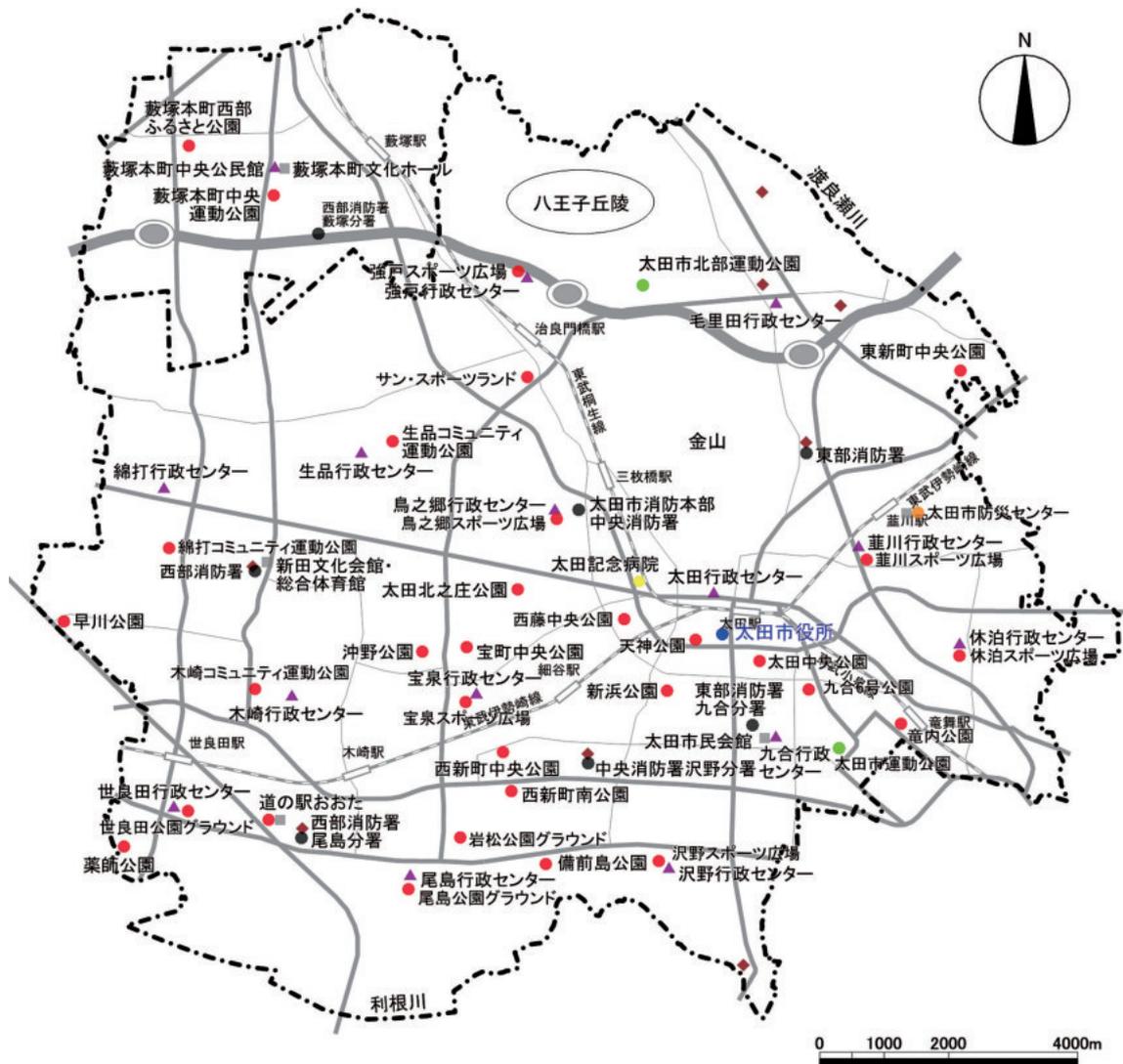
また、防災拠点・緊急輸送道路をはじめ福祉避難所・避難経路を含む施設の確保と公助の連携体制の充実を図り、中心市街地と各地域の防災力を高めます。

さらに、企業との防災体制やBCP(事業継続計画)づくりを促進します。

d.救急救命力の高いまちづくり

急病、交通事故、犯罪、災害の発生に対し、より迅速に対応できるよう、救急救命施設や体制の充実のほか、AED(自動体外式除細動器)の設置場所の拡充並びに市民への応急手当の普及啓発など、地域の救急救命力を高めます。

図：防災関連施設位置図



凡例			
基本			
	高速道路		インターチェンジ
	幹線道路 (計画・構想を含む)		鉄道
	主要幹線道路 (計画・構想を含む)		
防災拠点			
	市役所		地域災害拠点病院
	基幹避難所		広域避難場所
	輸送拠点		消防署
			防災センター
			一時避難場所
			水防倉庫

表：輸送拠点一覧表

輸送拠点名称	所在地	備考
太田市防災センター	台之郷町 1278-1	物資集積地
藪塚本町文化ホール	大原町 505-2	物資集積地
太田市民会館	飯塚町 200-1	物資集積地
道の駅おおた	粕川町 701-1	物資集積地・建物
新田文化館・総合体育館	新田金井町 607	物資集積地・建物

表：群馬県指定緊急輸送道路一覧表

区分	道路種別	路線名	管理者
第1次 緊急輸送道路	高速道路	北関東自動車道（接続道含む）	東日本高速道路（株）
	国道	17号（上武）、50号	国土交通省
	国道	122号、354号、407号	群馬県
	主要地方道	前橋館林、足利太田、桐生伊勢崎、大間々世良田、太田大間々	群馬県
	一般県道	大原境三ツ木、烏山竜舞	群馬県
第2次 緊急輸送道路	国道	354号	群馬県
	主要地方道	伊勢崎深谷、足利伊勢崎、桐生伊勢崎、大間々世良田、太田大間々	群馬県
	一般県道	綿貫篠塚、国定藪塚、古戸館林、大原境三ツ木、太田桐生	群馬県
	市町村道	市道1級20号他6路線	太田市
第3次 緊急輸送道路	主要地方道	足利千代田、太田大間々	群馬県
	一般県道	国定藪塚	群馬県
	市町村道	市道1級81号他4路線	太田市

第1次緊急輸送道路

- ・ 群馬県と隣接県との広域的な連携を確保する緊急輸送道路ネットワークの骨格となる道路。
- ・ 県内の広域的な連携を確保する国道や主要な県道、市町村道を設定する。
- ・ これらの路線と第1次防災拠点を連絡する路線を設定する。

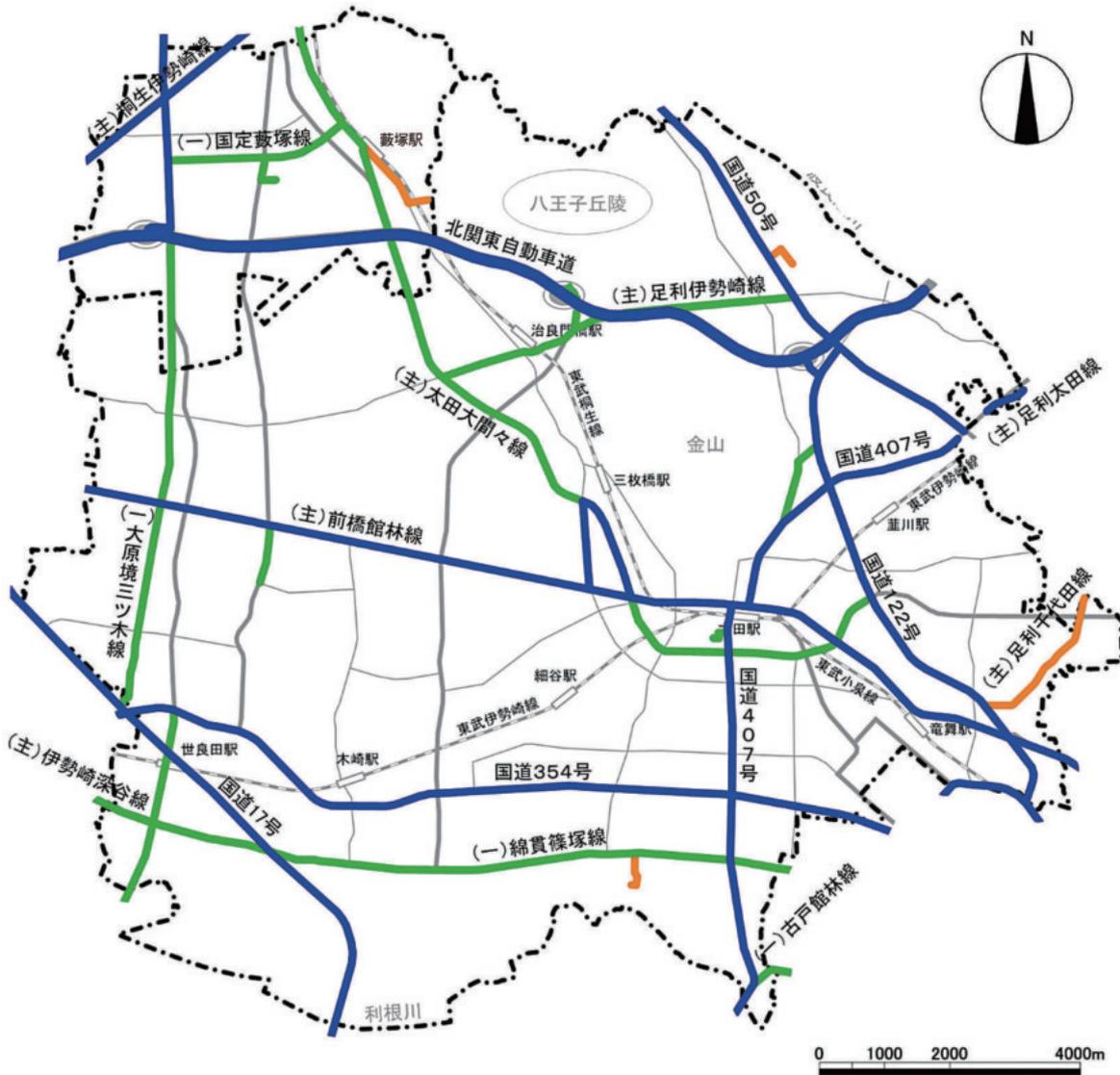
第2次緊急輸送道路

- ・ 県内市町村相互の連携の確保及び第1次緊急輸送道路の代替性を確保し、緊急輸送道路ネットワークを形成する道路。
- ・ 第1次緊急輸送道路と第2次防災拠点を連絡する路線を設定する。

第3次緊急輸送道路

- ・ 第1次、第2次緊急輸送道路の機能を補完する道路。

図：緊急輸送道路図



凡 例			
基 本			
	高速道路		インターチェンジ
	幹線道路 (計画・構想を含む)		鉄道
	第1次緊急輸送道路		第2次緊急輸送道路
	第3次緊急輸送道路		主要幹線道路 (計画・構想を含む)

(2)分野別の方針

①土地利用の方針

太田都市計画と藪塚都市計画の2つの都市計画区域については、将来的に統合を目指します。

また、持続可能な都市経営を可能とするコンパクトなまちづくりを実現するため、本市らしい都市規模を保ち、人口密度の維持・回復に効果的な土地利用を図ります。

商業業務地

- 太田駅周辺地区は、本市の顔づくりとして、中心市街地における高次都市機能、医療・福祉・商業・社会施設等の日常的な都市機能の効果的な立地誘導を図るとともに、交通ネットワークの中心としての機能の充実を図ります。
- 新田地域拠点などの商業業務地区は、行政サービス、福祉、健康・スポーツ、教育文化、商業など各種機能の充実を図ります。
- 近隣商業地区は、地域の生活拠点として、地域住民に密着した魅力ある商業環境を形成し、地域の交流拠点機能の充実を図ります。

工業・流通・研究開発地

- 現在の基幹産業である「ものづくり産業」をはじめとした研究・技術開発・生産・流通の促進を図ります。
- 既存の工業団地については産業機能の維持・拡充を図り、生産性の高い工業拠点機能の強化を図ります。
- 産業団地の新規開発については、北関東自動車道のインターチェンジ周辺及び幹線道路沿線等の交通利便性を活かした適切な配置を計画し、周辺環境に配慮した産業団地の形成を図ります。

住宅地

- 本市の人口動態等に留意し、まちなか居住の推進、環境を活かした居住地形成及び公営住宅の老朽化に伴う修繕・建て替え等の様々な検討を行いながら、住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、総体的かつきめ細かい住環境整備に努めます。

高密度住宅地区

- 太田駅周辺の中心拠点を核とする中心市街地一帯については、人口の確保と都市機能の強化、地域の活力を生み出す産業機能との共存を図るため、再開発事業や土地区画整理事業等の推進により、都市機能の誘導及び居住誘導を図り、居住機能が主体となった、商業などが複合した土地利用を推進し、中高層の良好な街並み、住環境を創出します。

中・小密度住宅地区

- 中心市街地周辺の住居系・産業系用途の複合市街地一帯及び郊外に分散された住居系・工業系用途と周辺の住宅団地等による複合市街地については、都市機能の維持を図るとともに、緑や公共空地のある住宅主体の土地利用とし、良好な住環境の保全を図り、周辺環境と調和した住宅地とします。
- 市街化調整区域に接する市街化区域縁辺部と郊外の住居専用地域、大規模既存集落を含む集落コミュニティ等については、良好な住環境の保全を図ります。

非線引き区域

- 藪塚地域拠点である藪塚本町庁舎周辺及び大間々尾島線沿道区域の住宅などが集積する区域は、道路などの基盤整備を推進するとともに、各種の都市計画手法などを活用して無秩序な拡散を防ぎ、農地・住宅・工場それぞれが良好な環境を維持した秩序ある住環境形成を目指します。
- 太田藪塚インターチェンジ周辺については、交通優位性を活かした複合的土地利用を検討します。

農業集落地

- 市街化調整区域内の既存農村集落においては、無秩序な開発を防止し都市施設の計画的な整備を図るとともに、日頃から連携・強化を図り良好な地域コミュニティの形成維持に努めます。

農地

- 今後の農業の動向を見極めながら、農地以外の土地利用との計画的な調整を図り無秩序な開発の防止に努めるとともに、優良農地の保全、遊休農地の活用、農地の集団化・集約化などを推進し耕作放棄地の拡大防止及び農作業の効率化を図ります。

河川・山林・緑地

- 利根川・渡良瀬川や金山・八王子丘陵に代表される河川・山林・緑地などの自然環境は、貴重な財産であることから、これらの維持・保全に努めます。
- 自然資源や歴史的資産を活かした保養・観光スポットはレクリエーションエリアとして、地域住民及び来訪者の憩いの場としての活用を図ります。

②市街地整備の方針

- 中心市街地については土地の高度利用を図り、土地区画整理事業と市街地再開発事業を推進するとともに、都市機能の集約や再配置を推進し活性化を図ります。
- 北関東自動車道のインターチェンジ周辺及び幹線道路沿線については、交通の優位性を活かして、広域的かつ多彩な展開を可能とするための産業機能の整備を推進します。
- 藪塚都市計画区域については、特定用途制限地域の見直し、用途地域・地区計画の導入を検討し、適正な土地利用誘導を図ります。
- 高齢化に対応した健康づくりや居場所づくりなどの検討を含め、地域の生活ニーズなどを踏まえた空き家等の有効活用を図ります。
- 地域公共交通網形成計画と整合した、移動しやすく回遊できる市街地形成を図ります。

③交通体系整備の方針

市内外における買物、通勤・通学、通院、交流・観光、物流、救急・災害時の輸送など、人とものの円滑な移動を支える交通体系整備を推進します。

また、自動車を運転しない市民や移動支援を必要とする人々のニーズに最大限対応できるよう、官民協働を推進しながら道路と公共交通の機能がリンクした総合的かつきめ細かい交通環境の整備を図ります。

自動車系施設

高速道路や幹線道路については、災害に強い道づくり、就業地へのアクセスに便利な道づくり、円滑な物流を可能とした道づくり、渋滞が発生しにくい道づくりなど、道路交通の拠点性を一層高めるための道づくりを進めます。

- 本市の道路網の骨格形成を担う都市計画道路の整備を進め、幹線道路の快適性・利便性・迅速性を高めるとともに、交通渋滞の緩和と都市防災機能の向上を図ります。また各地域の拠点間を結ぶ幹線道路の未整備区間について整備を推進します。
- 長期末着手の都市計画道路については、必要性についての見直しを行い、必要に応じて都市計画の変更を行います。
- 北関東自動車道の市内3つのインターチェンジを活かすため、アクセス道路等を適切に管理し、地域活性化及び地域交通の利便性の向上を図ります。
- 災害時にも円滑に物資輸送や救急搬送できる機能を確保した道路ネットワークの形成を図ります。

歩行者系施設

生活道路については、歩行者優先の考えに基づき、自転車走行空間や歩行者空間の安全性の確保、生活利便施設等への移動における利便性を確保し、すべての人が安全・安心・快適に移動できる道路整備を推進します。

- 高齢者や妊産婦など身体的に移動の制約を受ける人たちも歩きやすい環境を実現するため、日常経路の歩き継ぎポイントの設置などを含めたきめ細かいバリアフリー化やユニバーサルデザインの施設の整備と管理運営に努めます。
- 歩行環境とともに自転車の安全性と快適性も高め、歩行者・自動車の分離、歩行者専用空間の整備、自転車専用レーンの設置やサイクリングロード等の充実、無電柱化など様々な施策を検討します。

公共交通施設

地域間の移動や通勤・通学・買物などの日常生活の利便性を高めるため、公共交通施設(鉄道網・バス路線網)を充実させるとともに、多目的な移動ニーズに対応できるよう広域交通のより一層の利便性の向上を図ります。

- 交通弱者の移動手段の確保に努めます。
- 中心拠点と地域拠点間、各地域の拠点間、あるいは拠点と居住エリアを結ぶ交通手段の提供と、移動機会を考慮した公共交通ネットワークを提供し、コンパクトシティの実現を図ります。
- 今後ますます進行する高齢化によって増加する交通弱者に対応できるよう、移動サービスを必要とする市民の身近な足である公共交通(おうかがい市バス)を適正に運行します。
- 主要な拠点等の近傍に専用駐車場を配置し、自家用車と公共交通の接続を図ることにより、双方を利用して周遊する来訪者の増加や市内の渋滞緩和対策など、観光振興・交流促進・環境改善を意図したパークアンドライドシステムを検討します。

また太田市地域公共交通網形成計画と連携し、新たな交通拠点となる「(仮称)第2BUSターミナルおおた」を整備して、広域公共交通ネットワークの充実を図ります。

④公園緑地整備の方針

緑地については、丘陵地・河川緑地・田園空間等の環境を保全するとともに、その自然的要素と都市計画公園やその他計画により創出される緑地とのつながりを考慮しつつ、各公園緑地を中心拠点・地域拠点・生活拠点への計画的配置と適切な管理により、公園と緑地が有機的にネットワークした緑豊かな環境形成を図ります。

- 増加する高齢者の健康増進をはじめ多世代の利用に配慮した、レクリエーション機能や景観形成機能を持つ身近な公園の配置・整備と、自然とのグリーンネットワークを考慮した都市緑地を整備します。
- 避難場所や延焼遮断帯となる緑豊かな公園緑地を整備し、防災機能の維持・向上を図ります。
- 公園の利用しやすさや適切な衛生管理のため、施設のバリアフリー化や施設内及び周辺の良い環境の維持に努めます。
- 工業団地内の緑地などを含め、公共空間と民有空間の緑の連繫を図ります。

⑤生活環境の方針

上水道

- 群馬東部水道企業団と連携し、「持続可能な水道による安定した水の供給」を実現します。

下水道

- 下水道施設の効果的・効率的な整備を推進し、快適かつ衛生的な生活環境の確保に努めます。

ごみ処理

- ごみの減量化やリサイクル対策によるごみ焼却施設の延命化を図るとともに、新たな焼却施設の整備を進めます。

斎場

- 斎場施設については、周辺環境に配慮した整備を進めます。

⑥景観形成の方針

本市のもつ多様で重層的な景観の特性と個性的で魅力ある景観資源を活かし、自然、まち、歴史・文化の調和した愛着と誇りのもてる景観の形成を図ります。また景観に大きな影響を与える大規模な建築物や屋外広告物などは、景観に配慮した規制・誘導を図ります。

住居系市街地の景観

- 地区計画や景観協定・緑化協定などを活用し、建物デザインの規制・誘導や生垣・敷地内緑化の推進などを図り、地区の特性に応じた住宅地景観の形成に努めます。

商業系市街地の景観

- 中心部の商業地では、本市の顔となる景観を創造するため、屋外広告物や建物外観などによる景観阻害の防止に努めます。

工業系市街地の景観

- 工業・物流団地などの外周における緩衝緑地の設置など周辺環境と調和した景観形成を進めます。

⑦地域防災の方針

最新の調査・研究等による関連情報・知見に基づく様々な災害リスクに対し、災害の発生や被害の拡大を未然に防止するとともに、非常時に備えた公共施設などの環境整備に努めます。

耐震・不燃化の推進

- 木造家屋の空き家、空き店舗等の老朽化対策などにも対応し、防火地域、準防火地域の拡大に努め、中心市街地の防火を図ります。
- 防災上重要な都市施設や公共施設の耐震化・不燃化の促進に努めるとともに、飲料水の貯蔵と防災資機材の備蓄を図ります。
- 災害拠点病院を含む主な民間病院をはじめとした医療施設、福祉施設の耐震化・不燃化の指導を行います。
- 老朽橋及び耐荷力の不足している橋梁については、改修整備を進め、既成市街地では、延焼遮断帯としての機能を有する道路、公園や公共施設などのオープンスペースを連続させた緑の延焼遮断帯の形成を図ります。
- 大地震や豪雨に備え、崖、擁壁、急傾斜地の安全化にも努めます。

消防水利の確保

- 既存水利の機能維持を図るほか、防火貯水槽や消火栓等の人工水利の新設・改修及び河川等の自然水利の改修・整備など、多角的な方策による消防水利の確保に努めます。

避難地などオープンスペースの確保

- 都市公園の新設、既存公園の拡充・再整備を進め、オープンスペースを確保し、防災効果の高い公園の整備を推進するとともに、小中学校や高等学校、行政センターや公園を避難地や避難所として指定し、地域防災活動の拠点の整備に努めます。

避難路・ライフラインの確保

- 災害時の消防活動に支障を来さないよう、緊急車両の通行を可能とする狭あい道路整備事業など、消防活動困難地域の解消を図るとともに、避難路、緊急輸送道路の確保に努めます。
- 災害時における水道、電気、ガス、電話などのライフラインの安全性や信頼性を確保するため、幹線道路整備に併せて電線共同溝などの導入を検討します。
- 緊急輸送道路など、特に障害の発生を防ぐべき道路の無電柱化に努めます。

治水対策

- 市街地の雨水対策と併せ、浸水想定区域と土砂災害警戒区域の防災に留意し、総合的な水防災の整備を推進します。

⑧ 防犯・交通安全の方針

- 防犯や交通安全の観点から、市街地整備や道路整備等との分野間の連携や民間との協力体制のもと、まちなかの空き家・荒廃地の対策や公園緑地等の適切な管理、通学路や公共公益施設周辺をはじめとする生活道路等の死角・暗がりの解消等の取り組みを推進します。

(3) 都市づくりの取り組み方針

人口減少と少子高齢化に対応しながら都市の活力を維持し、持続可能な都市づくりを推進するためには、「造る」というハードの概念だけでなく、ソフトの概念を併せもつ「創る」というイメージと「まちを育てる」という考え方が重要となります。また、住民等の様々なニーズと公共・民有の既存ストック等を効果的にマッチングさせ、異なる複数の課題に対して事業効率性の良い都市づくりも求められます。

そのため、行政だけでなく、そこに住み働く各世代の市民と多分野の事業者の様々な知恵・アイデアを集め、民間のノウハウや先進事例を導入しつつ、多主体の連携・協働による事業を共に考えて実践していくことが重視されています。

さらに、P(プラン=企画・計画)・D(ドゥ=実行)・C(チェック=検証・評価)・A(アクト=改善)のサイクルにより、実際の様々な事業の成果を適切に確認し、必要に応じて見直しを図ることや、“地域力”を高めながら地域主体の都市経営(エリアマネジメント)を推進することも極めて重要となっています。

① 多くの市民・各世代のまちづくり参加と人材育成、活動支援の推進

まちづくりに関するワークショップやパブリックコメントをはじめ市民参加の様々な手法を駆使し、より多くの市民の声、多世代の方々の意見・提案などを集めることができる場・機会を増やしていきます。また、これからのまちづくりを担う若者やリーダー的な人材の育成と、市民によるまちづくり活動への支援にも努めます。

② 公的不動産(PRE)の活用と民間の資金力・事業運営力の導入

十分な公的財源の確保が難しくなることが考えられる社会経済情勢に対応し、事業の優先性・特異性・波及効果などを見極めながら、公的不動産の再編・有効活用を図るとともに、PFI等の民間資金力・事業運営ノウハウの導入を図ります。

③ 企業の社会活動(CSR)の促進

市内で創業する多くの企業と行政・市民との信頼関係を活かし、都市づくり・まちづくりにおける官民協力体制の充実を図り、企業の社会活動を促進します。

④ 都市計画における事業提案の促進

都市計画・まちづくりに関わる有識者等の専門家の意見だけでなく、都市計画提案制度など、市民目線の視点やコミュニティレベルのアクションプランなどを含むNPO・企業等の民間のアイデアや事業手法も導入したまちづくりを推進します。

⑤ 社会経済動向に対応した新たな視点のまちづくりの推進

人口減少・少子高齢化などの社会構造の変化に伴う法制度の改定などを踏まえながら、働き方の見直しや生活ニーズの変化、ライフスタイルの多様化に柔軟に対応するとともに、自動車運転の自動化などの科学技術の進展にも対応したまちづくりを推進します。